

財務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野	見解	補足資料	見解	補足資料				
32	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し 申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は牽制しているが、二重課税の恐れといった告知が定まっていなかった支援が生じており、課税に正確を期すことが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。 送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。 各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。 なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの間接・運用主体である一般社団法人地方税電子伝達協議会だけでなく、地方公共団体が参加する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支援をきたさような見直しを行っていただきたい。	【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。 また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。 ・e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 ・本来申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 【静岡県】 本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、普通申告データと同様に「削除された」と及び「他の税務署に移送処理した」との税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支援はないと考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。				「各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解」とあり、各団体により異なるシステム改善内容があることから、税務署又は地方税電子伝達協議会が中心となり地方公共団体が参加する検討会を設けるなどして、全地方公共団体が合意した要望を取りまとめ、税務署を通じ、国税庁へ提出願いたい。 なお、取りまとめられた要望については、実現に向けて国税庁としても前向きに取り組みたい。	【財務省】 ①地方税法(第25条2項) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法を改善することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 総務省)
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業を都道府県が行う場合(執行委任事業)の会計法の見直し 地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の国庫補助事業を都道府県が執行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるに限らず、国の会計法に則らなければならないこと、事務負担の増加や工事費の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違ふことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。 ・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。	地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の国庫補助事業を都道府県が執行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるに限らず、国の会計法に則らなければならないこと、事務負担の増加や工事費の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違ふことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。 ・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。					会計法は、国の予算の執行に関する手続きを定める法律であり、国の予算の執行については、統一性、厳正性及び公正性が求められることから、当該会計事務を行うのが都道府県であるの趣旨は変更するものではないと考えている。 会計法第48条第1項に基づき都道府県職員が国の会計事務を行う場合には、予算決算及び会計令第140条第3項に基づき、あらかじめ都道府県知事の同意が必要となるため、都道府県が実施するにあたって支障等がある場合は、同意の趣旨に当該予算の執行の責にある各府省庁の長とよく相談いただきたい。	
228	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金地方債の借入における借入金利方式の選択可能期間の変更 ALM(資産負債管理)を適正にコントロールし、地方公共団体に低利で融資していただくことは理解できるが、地方の厳しい財政状況や他の機関における選択時期を踏まえつつ、選択時期を少しでも後倒しできるように検討をお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			財政融資特別会計は民間金融機関と異なり、利ざやをとりずら収支補償で低利・長期の融資を実施している。このため、貸付と調達のカッシュフローの拡大による金利変動リスク(金利の変動によって貸付と調達のキャッシュフローが顕在化した場合には財政融資特別会計の収支悪化を招くことから、金利選択時期の変更に慎重にお応えすることは困難であるとされている。 (地方公共団体の都合により借入実行時までに借入金利方式の選択時期を遅らせた場合、個々の地方公共団体が金利変動リスクを回避できる分は、取引の相手方である財政融資特別会計にまともて蓄積されることとなる。)		
273	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における起債前貸付制度の変更 ご回答の趣旨や提出書類の簡素化等を行っていただいていることは理解するが、一方で、地方債資金の分額上同額の資金に分類される地方公共団体金融機構債資金においては、従前より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借入れを認めいただいているところ、また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき5月末日までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借入れができるような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			出先高に対する長期貸付の実施に係るご見解については、先般の回答で申し述べたとおり、地方公共団体の起債は、特定の目的に限定して認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されるところから、財政融資資金の貸付に当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。 つなぎ資金(起債前貸)に係る借入利息の負担が生じているのご見解については、①起債前貸の後に長期貸付を借入した場合と、②長期貸付のみを借入した場合を、同一の観点で単純に比較すれば、①の方が起債前貸の金利負担が少なくなる。ただし、貴方でお示している長期貸付の償還期限(借入期間)は不明であり、例えば、地方公共団体が貸付対象事業の借入利息の総額などを考慮し、半年毎に定めている償還期限を前払(借入期間を短縮)することは可能である。 なお、仮に、起債前貸に代えて出先高に対する長期貸付を行う場合、財務局において、事業内容や起債額等の審査などに、これまで以上に多大な時間を要することとなり(起債前貸の貸付実績は年間数千件)、限られた人員や時間の制約がある中で対応することは、極めて困難であることをご理解いただきたい。		
274	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における貸付期間の変更 ご回答の趣旨は理解するが、一方で、地方債資金の分額上同額の資金に分類される地方公共団体金融機構債資金においては、従前より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借入れを認めいただいているところ、また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき5月末日までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借入れができるような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。	【徳島市】 機構や民間資金については5月末日までの借入が可能となり、運用規律維持と地方自治体の借入業務円滑化の両立を図るよう要望する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			長期運用予定額は、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条において、毎会計年度、国庫の補填を要することとされている。この長期運用予定額について、同法第8条は、繰越しの期限を翌年度としており、繰越前の繰越は認められていないことから、貸付目的の異なる延長を認めることは困難であることをご理解いただきたい。		